

健康経営優良法人(大規模法人部門)の認定基準

○ **健康経営銘柄と同様のフレームワークをもとに、以下の認定基準を設定。**なお、本認定基準は、健康経営銘柄選定の必須項目としても設定する。

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信	必須	
2. 組織体制			健康づくり責任者が役員以上	必須	
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率	左記①～⑭のうち11項目以上	
			②受診勧奨の取り組み		
			③ストレスチェックの実施		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)		
			⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定		
		ワークライフバランス	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み		
		従業員の心と身体への健康づくりに向けた具体的対策	保健指導		⑧保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供
			健康増進・生活習慣病予防対策		⑨食生活の改善に向けた取り組み
					⑩運動機会の増進に向けた取り組み
	⑪受動喫煙対策				
取組の質の確保	感染症予防対策	⑫従業員の感染症予防に向けた取り組み			
	過重労働対策	⑬長時間労働者への対応に関する取り組み			
	メンタルヘルス対策	⑭不調者への対応に関する取り組み			
	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与			
4. 評価・改善	取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須		
	保険者との連携	健保等保険者と連携	必須		
5. 法令遵守・リスクマネジメント			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	必須	

健康経営優良法人(中小規模法人部門)の認定基準

○中小企業における認定基準は、大規模法人部門と同じく、**健康経営銘柄の評価の視点をベースとしつつ、全国各地の健康宣言事業など類似制度を参考として設定。**

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～④のうち2項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
			③ストレスチェックの実施	
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	左記⑤～⑦のうち少なくとも1項目
		ワークライフバランス(過重労働の防止)	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化(メンタルヘルス不調の防止)	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
	従業員の心と身体への健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供	左記⑧～⑭のうち3項目以上
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑨食生活の改善に向けた取り組み	
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み	
⑪受動喫煙対策				
感染症予防対策		⑫従業員の感染症予防に向けた取り組み		
過重労働対策		⑬長時間労働者への対応に関する取り組み		
メンタルヘルス対策	⑭不調者への対応に関する取り組み			
4. 評価・改善		保険者との連携	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	必須